

印旛都市広域市町村圏事務組合一般職職員の勤務1時間当たりの給与額の算出に関する規則

平成 27 年 3 月 31 日  
規則 第 5 号

( 趣 旨 )

第 1 条 この規則は、印旛都市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（平成 14 年印旛都市広域市町村圏事務組合条例第 4 号。以下「条例」という。）第 22 条第 1 項の規定により、規則で定める勤務 1 時間当たりの給与額の算出において減ずる時間に関し必要な事項を定めるものとする。

( 勤務 1 時間当たりの給与額の算出において減ずる時間 )

第 2 条 条例第 22 条第 1 項の規則で定める時間は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間における印旛都市広域市町村圏事務組合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 14 年印旛都市広域市町村圏事務組合条例第 2 号）（以下「勤務時間条例」という。）第 10 条に規定する祝日法による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び同条に規定する年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に 7 時間 45 分（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあっては 7 時間 45 分に勤務時間条例第 2 条第 3 項又は第 4 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 11 条第 1 項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては 7 時間 45 分に勤務時間条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た時間）を乗じて得た時間とする。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。